

会費等に関する規定

- 第1条 第6章第21条第1項の会費等とは次のように定めるものとする。
1. 入会金 第5章第19条により本会への入会を承認された者は、入会金を納入しなければならない。但し、初心者合気道教室等、本会が主催する各種教室から継続して入会する者は、これを免除する。
 2. 会費 会員は本会の運営を円滑に行なうため、定まった期限までに会費を納入しなければならない。定まった期限とは、前期 3月20日、後期 9月20日とする。
 3. 一旦納入された入会金、会費は途中退会の場合にも、これを返還しない。
- 第2条 金額 入会金、会費の金額を次のように規定する。但し、金額等の改訂は第7章第25条の定めるところに従うものとする。
1. 入会金 3,000 円
 2. 会費 年額 14,000 円
- 但し、前期、後期の分納を認めるものとする。尚、期の途中より入会した場合には月額 1,000 円の月割に初回 1,000 円を加えて算出するものとする。(小・中・高・大学生は年額 7,000 円。一月 500 円の月割とする。海外からの者も同様とする。)